

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収分割会社の事前開示書類)

2022 年 4 月 12 日

東京都千代田区麴町三丁目 3 番 6  
丸三証券株式会社  
代表取締役社長 菊地 稔

丸三証券株式会社(以下「当会社」といいます。)は、岡三証券株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)との間で締結した 2022 年 3 月 15 日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2022 年 7 月 19 日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、当会社が経営する事業のうち、通信販売部に係る事業(マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。)(以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務の一部(以下「本件承継権利義務」といいます。)を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

**1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)**

別紙 1 のとおりです。

**2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)**

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当会社に対して、株式その他の金銭等の交付を行いませんが、現状及び今後の事業環境を考慮した本事業の将来的な収益性に基づく本事業の現在価値、本事業の承継に伴うシステム費用等のコスト等を踏まえ、両社協議の上で決定したものであり、相当であると判断いたします。また、吸収分割承継会社において、資本金及び準備金の額は変動しません。

**3. 剰余金の配当等に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)**

該当事項はありません。

**4. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号)**

該当事項はありません。

**5. 吸収分割承継会社に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)**

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ)

吸収分割承継会社は、2022 年 1 月 1 日付で、吸収分割承継会社を吸収合併存続会社、岡三オンライン証券株式会社(以下「岡三オンライン」といいます。)を吸収合併消滅会社とする、吸収合併を行いました。

吸収分割承継会社は、2021 年 6 月 2 日開催の株主総会において、2021 年 3 月期の期末配当金について決議し、1 株当たり配当金を 50,000 円 00 銭(配当金総額 5,000 百万円)とする配当を効力発生日を 2021 年 6 月 3 日として実施いたしました。

**6. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)**

(1) 当会社は、2021 年 6 月 22 日開催の株主総会において、2021 年 3 月期の期末配当金について決議し、1 株当たり配当金を 20 円 00 銭(配当金総額 1,330 百万円)とする配当を効力発生日を 2021 年 6 月 23 日として実施いたしました。

(2) 当会社は、2021 年 7 月 15 日開催の取締役会において、ストックオプションとして、2021 年 8 月 2 日付で、当会社従業員 71 名に対し、新株予約権 1,470 個(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株)を割当てることを決議し、当該従業員のうち 3

名が新株予約権 30 個の引受けを辞退したため、新株予約権 1,440 個を発行しております。

- (3) 当社は、2021 年 10 月 28 日開催の取締役会において、2022 年 3 月期の間配当金について決議し、基準日を 2021 年 9 月 30 日とし、1 株当たり配当金を 11 円 00 銭（配当金総額 741 百万円）とする中間配当を 2021 年 12 月 1 日付で実施いたしました。
- (4) 当社は、2021 年 11 月 15 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所の新市場区分として「プライム市場」を選択し申請することを決議いたしました。
- (5) 当社は、2022 年 3 月 15 日開催の取締役会において、同年 5 月中旬開催予定の取締役会及び同年 6 月下旬開催予定の定時株主総会における承認決議を条件として、1 株当たり 11 円 00 銭（配当金総額 741 百万円）の期末配当を行う方針を決議いたしました。

**7. 本件効力発生日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務(当社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)**

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 98,728 百万円、負債の額は 53,809 百万円です。そして、本件分割に際して、当社から吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は、2021 年 12 月 31 日現在で 17,134 百万円、負債の額は 17,134 百万円であり、承継する資産の額と負債の額は同額となります。なお、上記時点以降本日に至るまで、当社の資産及び負債並びに当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債に、通常の事業活動に伴う変動を超える重大な変動をもたらす事象は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところかかる重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

また、本件分割の効力発生後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

したがって、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は

559,962 百万円、負債の額は 483,446 百万円であり、吸収分割承継会社が 2022 年 1 月 1 日付で吸収合併した岡三オンラインの 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 65,695 百万円、負債の額は 61,250 百万円です。そして、本件分割に際して、吸収分割承継会社が当会社から承継する予定の資産の額は、2021 年 12 月 31 日現在で 17,134 百万円、負債の額は 17,134 百万円であり、承継する資産の額と承継する負債の額は同額となります。なお、2021 年 3 月 31 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間における吸収分割承継会社及び岡三オンラインの資産及び負債、並びに 2022 年 1 月 1 日から本日までの期間における吸収分割承継会社の資産及び負債には、吸収分割承継会社による岡三オンラインの吸収合併に伴う変動以外に、通常の事業活動に伴う変動を超える重大な変動は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところかかる重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。また、上記時点以降本日に至るまで、吸収分割承継会社が当会社から承継する予定の資産及び負債についても、通常の事業活動に伴う変動を超える重大な変動は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところかかる重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

また、本件分割の効力発生後においても、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

したがって、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

(別紙1) 吸収分割契約書

## 吸収分割契約書

丸三証券株式会社（以下「甲」という。）と岡三証券株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条において定義する事業に関して有する権利義務の一部を、甲が乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うことに関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約に従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、効力発生日（第 6 条に定める。以下同じ。）において、その経営する事業のうち、通信販売部に係る事業（マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。）（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第 2 条（当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店の所在地は、次の各号に定めるとおりである。

#### (1) 吸収分割会社（甲）

商 号：丸三証券株式会社

本店所在地：東京都千代田区麹町三丁目 3 番 6

#### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：岡三証券株式会社

本店所在地：東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号

### 第 3 条（本分割により承継する権利義務）

1. 甲が本分割により乙に承継させる資産、負債、契約その他の権利義務（以下「分割承継権利義務」という。）は、別紙に記載するとおりとする。
2. 乙が本分割により前項の定めに従って甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 乙は、本分割に際して、本事業に従事する甲の従業員との雇用契約を承継しない。但し、本事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第 4 条第 1 項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。

### 第 4 条（本分割に際して交付する対価）

乙は、本分割に際して、甲に対し、分割承継権利義務に代わる株式その他の金銭等の交付は行わない。

### 第 5 条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しない。

#### 第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2022年7月19日とする。但し、本分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（吸収分割契約承認総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。

#### 第8条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本契約の履行に必要な法的手続を完了しなかった場合、又は本分割に必要とされる関係官庁の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

#### 第9条（競業禁止義務）

甲は、本事業及びこれに類似する事業に係る競業禁止義務を負わない。

#### 第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項、解釈に疑義を生じた事項、その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

（以下、余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年3月15日

(甲) 東京都千代田区麹町三丁目3番6  
丸三証券株式会社

代表取締役社長 菊地 稔



(乙) 東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
岡三証券株式会社

代表取締役社長 江越 誠





## 別紙 分割承継権利義務

本分割により乙が甲から承継する分割承継権利義務は、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務等とする。但し、本分割による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件とする。

### 1. 資産

効力発生日が到来する時点において甲が本事業について有する以下の資産とする。

- (1) 信用取引貸付金、立替金、未収収益、未収入金、約定見返勘定・募集等払込金、有価証券等引渡未了勘定
- (2) 現金（但し、2(1)記載の負債の総額から1(1)記載の資産の総額を控除した金額が正となる場合における当該金額）

### 2. 負債

効力発生日が到来する時点において甲が本事業について有する以下の負債とする。

- (1) 預り金（但し、効力発生日までの間において甲乙間で合意するものを除く。）、信用取引受入保証金、信用取引貸証券受入金、未払費用
- (2) 短期借入金（但し、1(1)記載の資産の総額から2(1)記載の負債の総額を控除した金額が正となる場合における当該金額）

### 3. その他の権利義務等

効力発生日が到来する時点において本事業に関して甲と本件顧客（「本件顧客」とは、本事業に関して甲との間で取引口座に係る契約を締結した者（当該契約に基づき開設された口座に預り金が存在しない契約も含む。以下、同じ。））との間に存在する契約における甲の当事者たる地位及び当該契約に基づき甲が有する権利義務、並びに本件顧客に関する情報。但し、本件顧客との間のつみたてNISAに係る契約、外貨建て金融商品に係る契約、債券に係る契約、国内上場外国株式に係る契約、日本銀行出資証券に係る契約及び投信積立に係る契約並びにこれら契約における甲の当事者たる地位及び当該契約に基づき甲が有する権利義務、並びに本分割による承継に同意しない意思を表明した本件顧客との契約及び当該契約における甲の当事者たる地位及び当該契約に基づき甲が有する権利義務については、分割承継権利義務に含まれないものとする。



(別紙2) 計算書類等

2021年5月25日

## 第18期 法定備置書類

- (1) 事業報告 (2020.4.1 から 2021.3.31 まで)
- (2) 貸借対照表 (2021.3.31 現在)
- (3) 損益計算書 (2020.4.1 から 2021.3.31 まで)
- (4) 株主資本等変動計算書 (2020.4.1 から 2021.3.31 まで)
- (5) 個別注記表
- (6) 第18期 計算書類 附属明細書 (2020.4.1 から 2021.3.31 まで)

岡三証券株式会社

取締役社長 江越 誠

# 事業報告 〔 2020年4月1日から 2021年3月31日まで 〕

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、当初は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく落ち込みましたが、その後は金融・財政政策の効果もあって総じて持ち直しの動きとなりました。ただ、生産や輸出では、前年比のマイナス幅を縮小したものの世界的な半導体不足の影響などもあり力強さに欠ける状況となりました。また、個人消費も、スーパー販売額は在宅時間の増加を受けて好調となったものの、百貨店販売は不振が続くなど、回復の強弱はまちまちの様相となりました。

こうした環境のなか株式相場は、年度を通じて上昇基調となりました。新型コロナウイルス感染症拡大による先行き不透明感から4月上旬に18,000円前後で推移していた日経平均株価は、各国政府による財政出動や主要中央銀行による大規模な金融緩和策などに支えられ、4月末には2万円台を回復しました。その後、夏場を挟んで膠着状態が続いたものの、一部主要国における経済活動再開や菅新政権への期待、11月の米大統領選挙通過などを受けて一段高の展開となりました。また、年明けには米国で議会勢力が確定し、大規模な財政出動への期待が高まったことを受けて、世界各国の株式市場で高値更新が相次ぎました。日経平均株価も2月に約30年ぶりの高値となる30,714円52銭を記録し、29,178円80銭で当年度の取引を終えました。

一方、為替市場では、米国で強力な金融緩和政策が実施され、日米の金利差の縮小が進んだことで円高ドル安基調となり、年明けには一時1ドル=102円台をつけました。ただし、その後は米国におけるワクチン接種の進展や大規模なインフラ投資計画の発表を受けて景気の急回復期待が高まり、米長期金利の上昇により日米の金利差が拡大したため円安ドル高が一気に進み、1ドル=110円台で当年度の取引を終えました。

こうした事業環境において、当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、お客さま並びに社員の健康・安全を確保しつつ営業活動を行い、2020年4月にスタートした新中期経営計画に基づき「お客さま本位のサービス提供」に努めました。お客さまとの接点拡充のための店舗戦略やチーム制営業、スマホ・タブレットなどのデジタルツール活用、オンライントレードの刷新、コンタクトセンター機能の拡充などの施策により、お客さまの体験価値（カスタマー・エクスペリエンス＝CX）向上に取り組みました。

以上の結果、当年度における当社の営業収益は504億28百万円（前年度比102.1%）、純営業収益は494億54百万円（同101.9%）となりました。販売費・一般管理費は458億3百万円（同97.0%）となり、経常利益は40億99百万円（同248.9%）、当期純利益は26億52百万円（同664.1%）となりました。

## 【受入手数料】

受入手数料の合計は 294 億 41 百万円（前年度比 112.8%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

### ① 委託手数料

当年度における東証の 1 日平均売買高（内国普通株式）は 18 億 97 百万株（前年度比 110.9%）、売買代金は 3 兆 1,293 億円（同 112.4%）となりました。こうしたなか、当社においては、国内株式、外国株式ともに委託売買代金が前年度比で増加しました。

これらの結果、株式委託手数料は 163 億 27 百万円（同 150.5%）となりました。また、債券委託手数料は 11 百万円（前年度は 0 百万円の利益）、その他の委託手数料は 4 億 38 百万円（前年度比 109.1%）となり、委託手数料の合計は 167 億 77 百万円（同 149.1%）となりました。

### ② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当年度における株式の引受けは、主幹事案件や大型案件の引受けにより前年度比で引受金額が増加しました。一方、債券の引受けは、個人投資家向け社債の大型案件の引受けが減少したことなどから、事業債の引受金額が減少しました。

これらの結果、株式の手数料は 2 億 74 百万円（前年度比 181.1%）、債券の手数料は 1 億 58 百万円（同 68.5%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は 4 億 33 百万円（同 113.1%）となりました。

### ③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度における公募投資信託の販売額は、年度後半は好調な市況を追い風に回復基調となったものの、前年度との比較では新型コロナウイルス感染症拡大による先行き不透明感などから減少となりました。Withコロナ下において成長期待が高まったテクノロジーやヘルスケアに投資するファンドや、リスクの抑制・分散が期待できるバランス型ファンドなどの販売額が増加した一方、高配当株式や外国債券など相対的に高いインカムが期待できる商品を投資対象とするファンドを中心に販売額が減少しました。

これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は 62 億 66 百万円（前年度比 72.4%）となりました。また、その他の受入手数料については、主に投資信託の信託報酬等により 59 億 63 百万円（同 102.5%）となりました。

## 【トレーディング損益】

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度においては、外国株式は国内店頭取引の売買が前年度比で増加した一方、外国債券は個人向けESG債の販売が好調だった前年度と比較して販売額は減少しました。

これらの結果、株券等トレーディング損益は124億10百万円(前年度比122.1%)、債券等トレーディング損益は75億86百万円(同64.8%)となり、その他のトレーディング損益2億40百万円の損失(前年度は1億82百万円の利益)を含めたトレーディング損益の合計は197億56百万円(前年度比89.6%)となりました。

#### 【金融収支】

金融収益は12億30百万円(前年度比101.7%)、金融費用は9億73百万円(同117.6%)となり、差引の金融収支は2億56百万円(同67.2%)となりました。

#### 【販売費・一般管理費】

販売費・一般管理費は、人件費や取引関係費の減少等により、458億3百万円(前年度比97.0%)となりました。

#### 【営業外損益および特別損益】

営業外収益は5億32百万円、営業外費用は83百万円となりました。また、特別利益は61百万円、特別損失は1億78百万円となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、システム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

#### (3) 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、人々の価値観や行動様式は非連続的に大きく変容し、既存の秩序が根底から揺るがされています。特にデジタル化の流れは急進展を遂げ、見方を変えれば次の時代へ時計の針が一気に進んだと言えるのかもしれませんが。他方、近年は過度な短期利益の追求や格差拡大、環境問題などを背景に、従業員や顧客、社会等にも配慮した「ステークホルダー資本主義」が浸透し、中長期的視点で価値創造を図る「サステナビリティ」の重要性が高まるなど潮流に変化を感じます。歴史的なパラダイムシフトの中で、格差や分断をより一層深刻化させた今回のコロナ禍は、まさに時代の変曲点の象徴であるように感じています。

わが国の証券ビジネスに目を転じると、個人金融資産は依然として現預金が過半を占め、「貯蓄から資産形成」への流れは緩やかです。しかしながら、老後資金不足問題や制度面の整備などを追い風に個人投資家のすそ野は拡大傾向にあり、特に若い世代では証券投資が新たなムーブメントとなりつつあります。将来的には新たな投資家、新たな資金が証券投資へ流入することが期待され、証券ビジネスは中長期的な時間軸では高い成長ポテンシャルを有していると考えています。手数料低下圧力の高まりや異業種からの新規参入等によりビジネスモデルの在り方が大きく変容する一方で、拡大成長の機会も大いに広がっており、変化への対応力が求められています。

このような状況下において、当社は現在進行中の中期経営計画(2020~2022年度)のもと、多様化するお客さまニーズに的確に応え、拡大するビジネスチャンスを着実に捉えるため、様々な施策を進めています。特にデジタル化は不可逆的な潮流であり、

リアル、ネットという垣根を超えたサービスの提供が不可欠であると考えます。今般、対面、非対面のそれぞれの分野で強みを持つ岡三証券株式会社と岡三オンライン証券株式会社を経営統合し、従来の概念を越えた新たなお客さまとの接点強化やサービスの拡充を図る方針です。また、本年3月に子会社化した株式会社証券ジャパンを核として今後成長拡大が見込まれるIFAビジネス等にも取り組んでまいります。

当社は、証券のプロフェッショナルとして、資産運用における「付加価値」をお客さまへお届けすることが社会的使命（ミッション）であり、社会的存在価値（パーパス）であると考えています。2年後に迎える創業100周年を越えてお客さまから更に信頼され、サステナブルな成長を続けられる体制確立に向けた改革を加速し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況

区 分	第 15 期 (2017. 4. 1～ 2018. 3. 31)	第 16 期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31)	第 17 期 (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31)	第 18 期 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)
営 業 収 益	百万円 63,244	百万円 51,802	百万円 49,371	百万円 50,428
(うち受入手数料)	百万円 (36,266)	百万円 (28,612)	百万円 (26,108)	百万円 (29,441)
経 常 利 益	百万円 12,174	百万円 1,818	百万円 1,647	百万円 4,099
当 期 純 利 益	百万円 8,377	百万円 1,093	百万円 399	百万円 2,652
1株当たり当期純利益	円 銭 83,771 25	円 銭 10,931 28	円 銭 3,994 36	円 銭 26,526 60
総 資 産	百万円 310,395	百万円 263,321	百万円 282,957	百万円 559,962
純 資 産	百万円 87,372	百万円 80,452	百万円 76,844	百万円 76,516

#### (6) 重要な親会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社である株式会社岡三証券グループは、当社の議決権総数の100%を保有しております。

##### ② 親会社との間の取引に関して留意した事項および取締役会の判断等について

当社は親会社との間で人事、総務、経理等に係る業務委託契約、親会社の保有する商標使用の許諾に係る契約等を締結しておりますが、当該取引につきましては、その必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

また親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会において、その取引の必要性および妥当性を十分に審議し、当該取引の実施の可否を決定しております。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は金融商品取引業を営んでおり、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。



(8) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

区 分	店 舗 数
北 海 道 地 方	札 幌 支 店 1店
東 北 地 方	仙 台 支 店 1店
東 京 都	本 店 な ど 18店
関東地方（東京都を除く。）	横 浜 支 店 な ど 6店
中 部 地 方	名 古 屋 支 店 な ど 10店
近 畿 地 方	大 阪 店 な ど 23店
中 国 地 方	広 島 支 店 な ど 4店
四 国 地 方	松 山 支 店 な ど 2店
九 州 地 方	福 岡 支 店 な ど 2店
計	67店

(注) 上記のほか、ニューヨークおよび上海に駐在員事務所を設置しております。

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数
男 性	1,638人
女 性	723人
合 計	2,361人

(注) 上記のほか、投資コンサルタント49人  
および証券貯蓄アドバイザー11人が在籍  
しております。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 7,800
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,500
三井住友信託銀行株式会社	6,000

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であり  
ます。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000 株
- (2) 発行済株式の総数 100,000 株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数
株式会社岡三証券グループ	千株 100

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
新 芝 宏 之	取締役会長 (代表取締役)		株式会社岡三証券グループ 取締役社長 (代表取締役)
江 越 誠	取締役社長 (代表取締役)		株式会社岡三証券グループ 取締役
寺 山 彰	取締役 (代表取締役)	管理部門・コンプライアンス 部門管掌	
田 中 充	取締役 (代表取締役)	営業統括部門管掌兼 岡三とうきょうカンパニー 担当	株式会社岡三証券グループ 取締役
村 井 博 幸	取締役 (代表取締役)	金融法人部門・法人営 業部門・投資銀行部門 管掌兼法人業務部担当	
早 川 政 博	取締役	人事部門・秘書室担当	
池 田 嘉 宏	取締役	企画部門担当	株式会社岡三証券グループ 取締役
加 藤 哲 夫	取締役		株式会社岡三証券グループ 取締役会長 (代表取締役)
成 川 哲 夫	取締役		三菱地所株式会社 社外取締役
吉 村 健 也	常勤監査役		
久 下 美 恵 子	監査役		岡三アセットマネジメント株式会社 社外監査役
臼 井 壯 之 介	監査役		
浜 田 裕 治	監査役		

- (注) 1. 取締役 成川哲夫氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 臼井壯之介および浜田裕治の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 高松重之氏は、2020年6月1日をもって取締役を辞任いたしました。  
 4. 取締役 村井博幸氏は、2021年4月15日逝去に伴い取締役を退任いたしました。

7. 2021年4月1日付で、取締役の地位および担当について次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当	
	異動前	異動後
寺山 彰	管理部門・コンプライアンス 部門管掌	コンプライアンス部門管掌
田中 充	営業統括部門管掌兼岡三とう きょうカンパニー担当	マーケティング統括部門 ・広域法人部門管掌
村井 博幸	金融法人部門・法人営業部門 ・投資銀行部門管掌兼法人業 務部担当	
早川 政博	人事部門・秘書室担当	トレーディング部門・ 商品部門・投資情報部門・ 人事部門・秘書室管掌
池田 嘉宏	企画部門担当	企画部門管掌兼システム 企画部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役1名および監査役4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の 総額	報酬等の額			人数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	158百万円 (6百万円)	101百万円 (6百万円)	35百万円 (-)	20百万円 (-)	8名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	34百万円 (11百万円)	34百万円 (11百万円)	(-) (-)	(-) (-)	4名 (2名)
計 (うち社外役員)	193百万円 (17百万円)	136百万円 (17百万円)	35百万円 (-)	20百万円 (-)	12名 (3名)

- (注) 1. 報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役20百万円）を含んでおります。  
なお、社外取締役および監査役は株式報酬型ストックオプション制度の対象外であります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億60百万円であります。  
(2017年6月6日開催の第14期定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額36百万円の範囲内であります。  
(2017年6月6日開催の第14期定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額48百万円であります。  
(2007年6月27日開催の第4期定時株主総会決議)
5. 上記人数には、2020年6月に退任した取締役1名を含んでおります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 東陽監査法人

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役の中から内部管理統括責任者を指名してその任に当たらせるとともに、各種業務規程やマニュアル等の整備、役職員に対する指導、研修を通じて、コンプライアンスに対する実効性を高めるよう努める。

また、業務運営に関し、上位職位者の指示に違法行為の疑いがある場合または上位職位者、同僚もしくは部下の行為に法令もしくは社内規程違反の疑いがあり、かつ店部内での解決が困難と判断される場合には、コンプライアンス部の担当者に直接通報することができるコンプライアンス・ホットライン制度やセクハラその他相談窓口を設けて活用できるようにする。公益通報者保護に関する制度については、規程やマニュアルを整備して、周知徹底を図る。

役職員が法令および定款または社内規程等に違反した場合には、その状況に応じて規律審査会各委員会を招集し、当該役職員に対する処分を決定する。処分を実施したときはその旨を取締役に報告する。

内部監査部は、当社の業務に関する不正や事故の防止を目的として監査を行い、その結果を取締役に報告する。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

不当要求等への対応総括部署は総務部とし、対応マニュアルを整備する他、関係部署および外部専門機関と連携して組織的に対応する。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程のうち、市場リスク、取引先リスク、事務リスク等の各種リスクの算定および限度枠の管理等については、市場・取引先・基礎的リスク管理規程に従い、コンピュータシステムの障害や不正使用による損失ならびに当社が有する情報資産の漏洩、紛失、改ざん、破壊等による損失に対する安全対策等については、システムリスク管理規程および情報セキュリティ管理規程に従い、当該リスクの管理を行う。

また、自然災害、システム障害、情報漏洩、風評被害、犯罪および事故等の多様なリスクに迅速に対応し、これらの被害を最小のものとするため、危機対策本部を招集して、対応策を検討する。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

岡三証券グループにて策定された中期経営計画の方針に基づき、策定した具体的施策

および収支計画の達成に向けて、各部門の業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、毎月その結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに収支計画の見直しを行う。

(5) 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡三証券グループの内部監査担当部署による定期監査を受入れるとともに、同社のグループ内部監査担当と情報交換を行う。

また、当社に係る一定の重要事項について、同社取締役会または経営会議への承認手続きまたは報告を行うものとする。

同社が定期的に主催する全体会議等への出席により、コンプライアンスおよび効率性の観点から課題を把握する。

(6) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役職務を補助する使用人を1名以上配置する。

監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

監査役補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況およびその内容
- ④ その他コンプライアンス上重要な事項

監査役へ報告を行った役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、岡三証券グループの主催するグループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会に出席し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて監査レベルの向上を図る。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内諸規程および業務を見直し、その実効

性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 前事業年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う北海道の緊急事態宣言を受けて設置された危機対策本部において、引き続き対応策の検討が行われました。
- ② 当事業年度は定時を含め 15 回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ③ 当事業年度は、当社内部監査部が、当事業年度中の監査計画に基づき本社に対する内部監査を実施いたしました。また、当社コンプライアンス部が年間の検査計画に基づき営業所に対する内部検査を実施いたしました。内部監査および内部検査の結果につきましては取締役会にて報告が行われております
- ④ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「コンプライアンス・ホットライン制度」を定め、当社コンプライアンス部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置しております。また、役職員が些細な事柄から相談できる社外相談窓口やリモートワーク導入などに伴い場所を選ばずに相談できる窓口としてコロナ関連相談窓口を設置し、これら制度につきまして役職員へ周知しております。同制度の利用状況につきましては、定期的に取り締り会にて報告が行われております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	547,575	流 動 負 債	469,069
現 金 ・ 預 金	26,053	ト レーディング商品	156,508
預 託 金	39,954	商 品 有 価 証 券 等	156,475
顧 客 分 別 金 信 託	39,900	デ リバ ティ ブ 取 引	32
そ の 他 の 預 託 金	54	約 定 見 返 勘 定	92,577
ト レーディング商品	210,185	信 用 取 引 負 債	8,969
商 品 有 価 証 券 等	210,180	信 用 取 引 借 入 金	687
デ リバ ティ ブ 取 引	5	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	8,281
信 用 取 引 資 産	35,418	有 価 証 券 担 保 借 入 金	49,154
信 用 取 引 貸 付 金	30,450	現 先 取 引 借 入 金	49,154
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	4,967	預 り 金	42,130
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	223,361	受 入 保 証 金	10,947
現 先 取 引 貸 付 金	223,361	有 価 証 券 等 受 入 未 了 勘 定	0
立 替 金	779	短 期 借 入 金	102,815
短 期 差 入 保 証 金	9,058	未 払 金	1,870
短 期 貸 付 金	141	未 払 法 人 税 等	399
未 収 収 益	1,400	賞 与 引 当 金	1,640
そ の 他 の 流 動 資 産	1,221	そ の 他 の 流 動 負 債	2,055
貸 倒 引 当 金	△ 0	固 定 負 債	13,602
固 定 資 産	12,386	長 期 借 入 金	6,700
有 形 固 定 資 産	2,322	退 職 給 付 引 当 金	5,250
建 物	1,341	資 産 除 去 債 務	1,157
器 具 備 品	695	そ の 他 の 固 定 負 債	494
リ ー ス 資 産	285	特 別 法 上 の 準 備 金	774
無 形 固 定 資 産	348	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	774
ソ フ ト ウ ェ ア	216	負 債 合 計	483,446
そ の 他	131	( 純 資 産 の 部 )	
投 資 そ の 他 の 資 産	9,715	株 主 資 本	76,500
投 資 有 価 証 券	1,282	資 本 金	5,000
長 期 差 入 保 証 金	5,225	資 本 剰 余 金	29,199
繰 延 税 金 資 産	1,886	資 本 準 備 金	29,199
そ の 他	2,003	利 益 剰 余 金	42,300
貸 倒 引 当 金	△ 681	そ の 他 利 益 剰 余 金	42,300
		別 途 積 立 金	10,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	32,300
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	16
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16
資 産 合 計	559,962	純 資 産 合 計	76,516
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	559,962



損 益 計 算 書

〔 2020年4月 1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		50,428
受 入 手 数 料		29,441
委 託 手 数 料	16,777	
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	433	
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	6,266	
その他の受入手数料	5,963	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		19,756
金 融 収 益		1,230
金 融 費 用		973
純 営 業 収 益		49,454
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		45,803
取 引 関 係 費	6,661	
人 件 費	22,816	
不 動 産 関 係 費	6,894	
事 務 費	7,740	
減 価 償 却 費	395	
租 税 公 課	626	
そ の 他	668	
営 業 利 益		3,650
営 業 外 収 益		532
営 業 外 費 用		83
経 常 利 益		4,099
特 別 利 益		61
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	61	
特 別 損 失		178
減 損 損 失	178	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,983
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,368	
法 人 税 等 調 整 額	△ 38	
法 人 税 等 合 計		1,330
当 期 純 利 益		2,652

## 株主資本等変動計算書

〔 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	5,000	29,199	10,000	32,647	42,647	76,847	△ 3	76,844
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000		△ 3,000
当期純利益				2,652	2,652	2,652		2,652
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							19	19
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 347	△ 347	△ 347	19	△ 327
当期末残高	5,000	29,199	10,000	32,300	42,300	76,500	16	76,516

## 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディングに関する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

#### 2. トレーディング関連以外の有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### (1) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

##### (2) 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3～50年
器 具 備 品	3～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金

③ ヘッジ方針

一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

商品有価証券等	22,910 百万円
合 計	22,910 百万円

(注) 上記のほか、商品有価証券等 68,798 百万円を即時決済取引等の担保として差入れております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	21,945 百万円
合 計	21,945 百万円

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額（上記1を除く）

(1) 信用取引貸証券	8,517 百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	697 百万円
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	111 百万円
(4) 現先取引で売却した有価証券	49,483 百万円
(5) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)	509 百万円
(6) その他担保として差入れた有価証券	17,398 百万円

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	28,889 百万円
(2) 信用取引借証券	4,654 百万円
(3) 消費貸借契約により借入れた有価証券	121 百万円
(4) 現先取引で買付けた有価証券	222,552 百万円
(5) 受入保証金代用有価証券 (再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	15,596 百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

3,871 百万円

5. 関係会社に対する債権及び債務

(1) 債 権

(単位：百万円)

区 分	短期債権	長期債権
科目名	その他の流動資産	長期差入保証金
関係会社名		
株式会社岡三証券グループ	97	1,569

(2) 債 務

(単位：百万円)

区 分	短期債務		
科目名	未払金	その他の流動負債	合 計
関係会社名			
株式会社岡三証券グループ	1,035	113	1,148

6. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 … 金融商品取引法第46条の5第1項

7. 劣後特約付借入金

長期借入金のうち6,000百万円は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)第176条に定める劣後特約付借入金であります。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

関係会社への営業費用

2,493 百万円

営業取引以外の取引による取引高

86 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

100,000 株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

－ 株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(2020年6月1日開催の定時株主総会において決議されたものであります。)

① 株式の種類

普通株式

② 配当金の総額

3,000 百万円

③ 1株当たり配当額

30,000 円

④ 基準日

2020年3月31日

⑤ 効力発生日

2020年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(2021年6月2日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。)

① 配当金の総額

5,000 百万円

② 1株当たり配当額

50,000 円

③ 基準日

2021年3月31日

④ 効力発生日

2021年6月3日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金		1,601 百万円
賞与引当金		500 百万円
資産除去債務		366 百万円
金融商品取引責任準備金		236 百万円
貸倒引当金		207 百万円
その他		366 百万円
繰延税金資産小計		3,278 百万円
評価性引当額	△	954 百万円
繰延税金資産合計		2,324 百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	△	294 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△	128 百万円
その他	△	15 百万円
繰延税金負債合計	△	438 百万円
繰延税金資産（負債）の純額		1,886 百万円



〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は金融商品取引業を営んでおり、トレーディング業務におけるトレーディングポジションを保有しているほか、顧客に対する信用取引貸付金等の信用取引資産などの金融資産を有しております。一方、事業に必要な資金の調達に伴い、短期・長期の借入金及びコールマネー等の金融負債を有しております。また、資産及び負債の総合的な管理の一環として、デリバティブ取引を行っております。

当社ではこれらの金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に関わるマーケットリスク、取引先リスク、流動性リスク並びに金利変動リスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠及び資金繰り状況等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	26,053	26,053	—
(2) 預託金	39,954	39,954	—
(3) 商品有価証券等及び投資有価証券			
売買目的有価証券	210,180	210,180	—
その他有価証券	88	88	—
(4) 信用取引資産	35,418	35,418	—
(5) 有価証券担保貸付金	223,361	223,361	—
(6) 短期差入保証金	9,058	9,058	—
資産計	544,115	544,115	—
(7) 商品有価証券等			
売買目的有価証券	156,475	156,475	—
(8) 約定見返勘定	92,577	92,577	—
(9) 信用取引負債	8,969	8,969	—
(10) 有価証券担保借入金	49,154	49,154	—
(11) 預り金	42,130	42,130	—
(12) 受入保証金	10,947	10,947	—
(13) 短期借入金	102,815	102,815	—
(14) 長期借入金	6,700	6,698	△ 1
負債計	469,769	469,768	△ 1
(15) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	( 27 )	( 27 )	—
デリバティブ取引計(*)	( 27 )	( 27 )	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(4) 信用取引資産、(5) 有価証券担保貸付金、(6) 短期差入保証金、(8) 約定見返勘定、(9) 信用取引負債、(10) 有価証券担保借入金、(11) 預り金、(12) 受入保証金、(13) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、短期借入金に計上されている一年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金と同様の方法により時価を算定しております。(下記(14)参照)

(3) 商品有価証券等及び投資有価証券、(7) 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額等によっております。

(14) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(15) デリバティブ取引

これらの時価については、取引の対象物の種類ごとに以下の方法によっております。

- 株式 …… 取引所が定める清算値段、又は原証券の時価、ボラティリティ、金利を基準として算定した価格
- 債券 …… 取引所が定める清算値段
- 通貨 …… 取引所が定める清算価格、又は先物相場
- 金利 …… 取引先金融機関等から提示された価格等
- 商品 …… 取引所における最終価格

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式及び投資事業有限責任組合等(貸借対照表計上額 1,194 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 商品有価証券等及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

長期差入保証金(貸借対照表計上額 5,225 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

[関連当事者との取引に関する注記]

兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社の子会社	岡三情報システム株式会社	なし	事務の委託	事務委託費の支払 (注1)	7,379	その他の流動負債	650
親会社の子会社	岡三オンライン証券株式会社	なし	信用取引における貸付等	信用取引貸付金の貸付(注2)	3,062	信用取引貸付金	8,043
				利息の受取(注2)	64	未収収益	5
				利息の支払(注2)	17	—	—
				品借料の支払(注2)	49	その他の流動負債	1
				信用取引貸証券受 入金の受入	1,348	信用取引貸証券受 入金	7,044
				品貸料・貸株料の受 取(注2)	161	未収収益	14
				品貸料・貸株料の支 払(注2)	13	—	—
			有価証券の 貸付	有価証券の貸付 (注3)	1,000	—	—
				品貸料の受取(注2)	1	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 事務委託費の支払については、岡三情報システム株式会社から提示された価格及び料率に基づき、交渉の上決定しております。なお、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 信用取引における貸付等については、市場金利等を勘案し利率等を決定しております。

(注3) 取引金額には、貸付有価証券の時価を記載しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	765,163 円 38 銭
2. 1株当たり当期純利益	26,526 円 60 銭

# 第 18 期 計算書類 附属明細書

〔 2020 年 4 月 1 日  
2021 年 3 月 31 日 〕

岡三証券株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	3,557	176	204 (159)	3,530	2,188	136	1,341
	器具備品	2,254	102	127 (18)	2,228	1,533	69	695
	リース資産	435	4	4	435	149	80	285
	計	6,247	283	336 (178)	6,193	3,871	287	2,322
無形 固定 資産	ソフトウェア	445	41	-	487	270	79	216
	その他	216	-	-	216	84	-	131
	計	662	41	-	704	355	79	348
投資 その他 資産	その他 (長期前払費用)	498	6	9	494	462	29	32

(注) 1 有形固定資産の「当期増加額」のうち、主なものは「金山支店移転」及び「金沢支店移転」に係るものであります。

(注) 2 「当期減少額」のうち、( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高
貸倒引当金	683	0	2	681
賞与引当金	1,580	1,640	1,580	1,640
退職給付引当金	5,238	364	351	5,250
金融商品取引責任準備金	836	-	61	774

3. 販売費・一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目		金 額
取 引 関 係 費	支 払 手 数 料	1,584
	取 引 所 ・ 協 会 費	512
	通 信 ・ 運 送 費	2,689
	旅 費 ・ 交 通 費	181
	広 告 宣 伝 費	553
	交 際 費	130
	商 標 使 用 料	1,008
	小 計	6,661
人 件 費	役 員 報 酬	523
	株 式 報 酬 費 用	61
	従 業 員 給 料	16,041
	歩 合 外 務 員 報 酬	465
	そ の 他 の 報 酬 ・ 給 料	272
	福 利 厚 生 費	3,055
	退 職 金	8
	賞 与 引 当 金 繰 入 れ	1,640
	退 職 給 付 費 用	747
	小 計	22,816
不 関 動 係 産 費	不 動 産 費	5,176
	器 具 備 品 費	1,717
	小 計	6,894
事 務 費	事 務 委 託 費	7,448
	事 務 用 品 費	292
	小 計	7,740
減 価 償 却 費		395
租 税 公 課		626
そ の 他	人 材 開 発 費	218
	調 査 費	96
	水 道 光 熱 費	242
	寄 付 金	12
	会 議 費	17
	諸 会 費	28
	雑 費	50
	そ の 他	1
小 計	668	
合 計		45,803

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

岡三証券株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

榎倉 昭夫



指定社員  
業務執行社員 公認会計士

松本 直也



指定社員  
業務執行社員 公認会計士

大橋 睦



## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡三証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



2021年5月13日

岡三証券株式会社

代表取締役社長 江越 誠 様

監査役会

### 監査報告書の提出について

当監査役会は、会社法第 390 条第 2 項第 1 号の規定に基づき監査報告書を提出いたします。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、コンプライアンス部門、内部監査部及びその他の使用人、親会社の監査等委員その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及び計算書類等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。


### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。


2021年5月13日

岡三証券株式会社 監査役会

常勤監査役

吉村健之 


監査役

久下美恵子 

監査役（社外監査役）

臼井壮之 

監査役（社外監査役）

渡田裕治 

以上